

筑紫野市山家に 巨大産廃施設ができる

昨年一月、筑紫野市長選挙の個人演説会の時「ある候補者のマニフェストによると『環境共生型企業の誘致』とあった。御笠に何が出来ようとしているのか?」「まさかゴミ屋じゃないでしょうね?」と質問された。

産廃施設の噂を知ったのはこれが初めてだった。

「無投票はいかん。県政の議論がされていない。是非とも真議に出馬されて一石投じて欲しい」ネット上では「国政への売名行為」と酷評されたけど、市長選挙落選後、名を売って真議選に出馬。

「山家に何かできるかな」

具体的な地名が市民から出た。たのは確かこの頃だったと思う。

後に情報公開で明らかになったが、四月二日に、県は、筑紫野市に「意見照会」を行っていた。

「意見照会」とは県の産廃紛争予防条例に基づき、設置業者と環境保全協定を締結する相手を決めるために県が市に「お伺いする」事である。

山神ダム上流域にある「産廃」も協定書は締結されている(楠田幹人市長時代)。

九月が聞こえる頃「浜武さん、山家にできるのは事実的な『最終処分場』だ」と次第に全容が明らかになってくる。

その頃、市は県に回答を送達(九月六日)。

一ヶ月後、エコセンチユリー21(田中直継社長)が公告を受け、市が意見した地域への説明会開催(同社顧問小倉信一担当)の回覧板が回る(説明会の模様はYouTube『まただけはだけチャンネル』参照)。住民が初めて計画を知る事になる。

空白の半年

説明会で、県は平成二〇年五月から業者にアドバイスを与えていた事が分かった。

そして、市は平成二三年四月に意見を求められた。

市から県への回答は九月。

この間、市は、議会、住民にも一切この計画を伝えようとしなかった事が筑紫野市議会十二月議会の答弁で明らかになった。

市は「内部で議論を続けた」と答えたが、地元住民へのお伺いすらせず、自分の「領地」のように無断で「地域指定」の線を引き、た事実を認定した事になる。

資料の改ざん?

左記の資料は施設で処理されるゴミの内容である。

「感染性廃棄物が月に一〇八トン」だが、出所は不明だ。

しかし、驚くべきは、十二月議会に提出された資料は、形式は同じだが、一切業者名そのものがなくなっていた。

県が押した判の日付は同じなので、情報公開の不備か、改ざんしか考えられない。

それ程、知られたくない内容のゴミなのかもしれない。

エコ・センチユリー21(株) 施設設置について

エコ・センチユリー21(株) 代表取締役 田中 直継
福岡県筑紫野市大字山家20600-7

1 事業者
氏名 住所

2 施設概要
(1) 焼却施設 (キルン&ストーカ炉)
福岡県筑紫野市大字山家2053-42
汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不燃物、ゴムくず、感染性廃棄物
処理能力 90t/日
(2) 貯蔵施設
福岡県筑紫野市大字山家2053-46
汚泥
貯蔵容量 32.7m³/日
(3) 破砕施設
福岡県筑紫野市大字山家2053-43
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等
処理能力 107.6t/日
ガラスくず等 195.8t/日
がれきり類 289.7t/日
(4) 中和施設
福岡県筑紫野市大字山家2053-46
設置場所 廃酸、廃アルカリ
取扱容量 150m³/日
処理能力

別紙	処理施設の概要	汚泥の焼却施設	廃油の焼却施設	その他の産廃処理施設の焼却施設
1	処理施設の概要	汚泥の焼却施設	廃油の焼却施設	その他の産廃処理施設の焼却施設
2	当該施設で処理する産廃廃棄物の種類	汚泥	廃油	その他
3	当該施設で処理する産廃廃棄物の種類	汚泥	廃油	その他
4	当該施設で処理する産廃廃棄物の種類	汚泥	廃油	その他

別紙	処理施設の概要	汚泥の焼却施設	廃油の焼却施設	その他の産廃処理施設の焼却施設
1	処理施設の概要	汚泥の焼却施設	廃油の焼却施設	その他の産廃処理施設の焼却施設
2	当該施設で処理する産廃廃棄物の種類	汚泥	廃油	その他
3	当該施設で処理する産廃廃棄物の種類	汚泥	廃油	その他
4	当該施設で処理する産廃廃棄物の種類	汚泥	廃油	その他

調査を委託する事と〇で囲むこと。

起案用紙

決裁区分	市長決裁
公開区分	一部公開
保存年限	1年

起案者 市民生活部環境課環境廃棄物担当 大野良 鷹

平成 年 月 日

宛先 筑紫野市長 宛先 福岡県知事 (廃棄物対策課第二係)

23年 9月 6日 宛先 先 普通課課長

文書番号 筑環第 444 号

産業廃棄物処理施設の設置に係る指定地域の設定について(回答)

上記のことについて下記のとおり(回答)としてお伺いします。

標記について、平成23年4月1日付け(22環第2273号-2、2274号、2275号-1、2、2276号)のあった産業廃棄物処理施設の設置に係る指定地域の設定について、別紙のとおり回答させていただきます。

県の紛争予防条例では施設から半径1,300メートルに掛かる地域を指定地域としており、その半径が各行政区の一部となっているため、行政区内で指定地域内外が存在する場合があります。

よって、市としては、1,300メートルの範囲にかかると、山家3区、山家2区、山家中央区、上阿志岐東の行政区全域を指定地域として回答します。

なお、今後は市からの回答をもって、県が指定地域を定めます。

施設の種類	産廃廃棄物の焼却施設	施設の種類	産廃廃棄物の焼却施設
汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不燃物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれきり類	福岡県筑紫野市大字山家2045-6、2045-7、2045-8、2045-9、2045-10、2045-11、2045-12、2045-13、2045-14、2045-15、2045-16、2045-17、2045-18、2045-19、2045-20、2045-21、2045-22、2045-23、2045-24、2045-25、2045-26、2045-27、2045-28、2045-29、2045-30、2045-31、2045-32、2045-33、2045-34、2045-35、2045-36、2045-37、2045-38、2045-39、2045-40、2045-41、2045-42、2045-43、2045-44、2045-45、2045-46、2045-47、2045-48、2045-49、2045-50、2045-51、2045-52、2045-53、2045-54、2045-55、2045-56、2045-57、2045-58、2045-59、2045-60、2045-61、2045-62、2045-63、2045-64、2045-65、2045-66、2045-67、2045-68、2045-69、2045-70、2045-71、2045-72、2045-73、2045-74、2045-75、2045-76、2045-77、2045-78、2045-79、2045-80、2045-81、2045-82、2045-83、2045-84、2045-85、2045-86、2045-87、2045-88、2045-89、2045-90、2045-91、2045-92、2045-93、2045-94、2045-95、2045-96、2045-97、2045-98、2045-99、2045-100	汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不燃物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれきり類	福岡県筑紫野市大字山家2045-6、2045-7、2045-8、2045-9、2045-10、2045-11、2045-12、2045-13、2045-14、2045-15、2045-16、2045-17、2045-18、2045-19、2045-20、2045-21、2045-22、2045-23、2045-24、2045-25、2045-26、2045-27、2045-28、2045-29、2045-30、2045-31、2045-32、2045-33、2045-34、2045-35、2045-36、2045-37、2045-38、2045-39、2045-40、2045-41、2045-42、2045-43、2045-44、2045-45、2045-46、2045-47、2045-48、2045-49、2045-50、2045-51、2045-52、2045-53、2045-54、2045-55、2045-56、2045-57、2045-58、2045-59、2045-60、2045-61、2045-62、2045-63、2045-64、2045-65、2045-66、2045-67、2045-68、2045-69、2045-70、2045-71、2045-72、2045-73、2045-74、2045-75、2045-76、2045-77、2045-78、2045-79、2045-80、2045-81、2045-82、2045-83、2045-84、2045-85、2045-86、2045-87、2045-88、2045-89、2045-90、2045-91、2045-92、2045-93、2045-94、2045-95、2045-96、2045-97、2045-98、2045-99、2045-100

市議会の追求

四人の議員が山家の質問を行ったが、藤田市長は「県の事業で、推移を見る」に終始した。

となると原竹・平井両県議と県から出向している神代副市長の役割が鍵を握る。

あと、ゴミの出所について等も、県から業者を負し、市に報告させる事も産業廃棄物特別委員会(上村一男委員長)で確認された。

特に、放射性廃棄物・震災ゴミは「産廃でないで搬入されない」と答弁するが「ゴミには名前は書いていない。山神は安定五品目だけなのに死亡事故は起きた」「県の言いなりか?」と追求。しかし、納得いく回答は得なかった。

署名活動?

署名の効力があるのか? 山神の死亡事故で署名やカンパを続けてきた市民の率直な言葉だ。

県条例によると、市からの意見書の効力は大きい。ある市議は「市長選挙の当選ライン数の署名が欲しい」と云う。

市長が随頭押搾を取り反対したみやま市の業者撤退の例もある。市長への署名は確かに有効な一手だろう。

しかし、市長を動かすのに有効な手として、議会決議がある。「山神が解決しないうちの山家の産廃場は断固拒否」で請願書を議会に提出し、採択させる。

反対する議員はいるのだろうか? 請願には紹介議員は、必要だが地元議員が幸いおられるからきこと大丈夫だろう。

請願だったら一万人を超える署名の必要はない。三月議会でも提出可能だ。

山神の繰り返しの見たくない。

行き場のない廃棄物

今回の施設は上記にあるゴミをすべて燃やし、残りを溶かす最新鋭の炉であるが、識者は「浜武君、最終処分場行きのPCB入の廃酸、廃アルカリや医療廃棄物は福岡には処分場はなく、熊本、宮崎行き。これで近くに来たと云う訳だ」と解説する。

そして「すべて燃やし、すべて溶かすのだから何が入っても分からないよね」とこぼやく。

人は一ヶ月食べなくても長らえる。

水は一週間飲まなくても絶命はしない。

しかし、空気は五分吸わなければ死んでしまう。

ゴミを燃やせば煙が出る等々小さい小学生でも分かる事だ。それも二十四時間営業で、ゴミの出所は秘匿されたままなのだ。

計画は前市長時代に遡るが、今、この手の炉ができること云う事は極めて重大な意味を持つ。議会でも質問されたが、この施設は放射能チェックが必要な施設になり得るからだ。

